

令和 6 年度

(令和 5 年度実績)

出資団体監査の結果報告書

中津川市監査委員

中 監 査 第 2 1 号

令 和 7 年 2 月 1 3 日

中津川市長 小栗 仁志 様

中津川市議会議長 島崎 保人 様

中津川市監査委員

光岡 要次郎

黒田 ところ

令和 6 年度出資団体の監査結果について

令和 6 年度の出資団体の監査を地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

目 次

1	監査の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	監査の対象及び監査の期日・・・・・・・・・・・・・・	1
3	監査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	I 株式会社阿木レイクサイド・・・・・・・・・・・・・・	2

1 監査の基準

この監査は、中津川市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の対象及び監査の期日

令和6年度の出資団体（第三セクター）監査は、市の出資団体4法人のうちから、監査委員が選定した次の団体の経営状況について実施した。

実施日	出資団体（第三セクター）名	担 当 課
12 月 16 日	株式会社阿木レイクサイド	観光課 農業振興課

3 監査の方法

令和5年度における出資団体の現金出納等に関する事務、事業の執行及び事業結果について監査を行った。

監査にあたっては、各団体から提出された定款等の写し、事業計画書、事業報告書、決算報告書（貸借対照表・正味財産増減計算書）を参考に、会計帳簿、その他関係書類について精査し、併せて団体責任者等及び担当課職員の説明を聴取すると共に、現地調査を行った。

4 監査の結果

監査結果の詳細については、次のとおりである。

I 株式会社阿木レイクサイド

1 監査の対象

株式会社阿木レイクサイド

2 監査の期日 令和6年12月16日

3 事業の概要

株式会社阿木レイクサイドは、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) パターゴルフ場の経営
- (2) 公共団体が建築する施設の管理、運營業務の受託
- (3) 飲食店、喫茶店の経営
- (4) 日用雑貨品及び観光用土産物の販売
- (5) 煙草・酒類及び医薬品の小売業
- (6) 農産物・畜産物の販売
- (7) 不動産の賃貸、管理
- (8) スポーツ施設、宿泊施設の経営
- (9) 地域開発計画の策定
- (10) 砂利採取業
- (11) その他前各号に付帯する一切の事業

第30期（令和5年1月1日から令和5年12月31日）事業報告によると、パターゴルフ場の入場者数、売上額は前期とほぼ変わらないが、コロナ禍前と比較すると2～3割の減となっている。バーベキュー場は設備の破損により繁忙期に営業できなかったことが影響し利用者、売上額ともに大きく落ち込んだ。そば部門は玄そば使用量、売上額が前期と比較して倍増しており大変好調であった。そば収穫量も豊作となり石抜き作業費収入も倍増したため、そば事業全体の売上高としては過去最高となった。

4 経理の状況

令和5年1月1日～令和5年12月31日

(単位：円)

収 益	17,202,001	資産合計	13,847,078…①
営業収益	16,385,400	流動資産	13,748,095
営業外収益	736,601	固定資産	98,983
特別利益	80,000		
費用・損失	17,932,383	負債合計	3,725,762…②
売上原価	2,830,832	流動負債	3,149,762
営業費用	14,682,532	固定負債	576,000
特別損失	347,000		
当期法人税等	72,019	純資産合計	10,121,316…③
当期純損失	△730,382	資本金	10,000,000
		繰越利益剰余金	121,316
		※①＝②＋③	

5 監査の結果

株式会社阿木レイクサイドの事業の執行、経理は適正に行われ、証拠書類等も適正に管理されているものと認められたが、計算書類の個別注記表にある引当金の計上基準について、実務にそぐわない部分が見受けられたため、見直しを検討されたい。また、決算書の固定資産の計上について、一部不要なものが認められた。決算に影響するものではないため次期以降、固定資産台帳と現物の照合をした上で修正されたい。また、決算書の作成を税理士に任せるのではなく、会社として主体的に行っていただきたい。